

山王の仮設住宅で孤独死

健康相談会などで玄関の戸を叩いてみましょう



61歳の男性が孤独死していた山王の仮設住宅（手前）

多賀城市山王の仮設住宅で、2月11日、入居している警備員の男性（61）が亡くなっているのが見つかった。報道によると、病死と見られ、警察の検視によると死亡推定日は8日。連絡がとれないことを心配した男性の親族が11日午後7時ごろ、仮設住宅を訪れ、居間に倒れている男性を発見した。男性は一人暮らしだった。

亡くなれた男性の住まいは、仮設住宅集会所のすぐ裏手。同仮設住宅で坂総合病院友の会の班作り（45世帯のうち17世帯が入会）に尽力された大場京子さんは、「男性は夜の警備の仕事をしていたから日中は自宅にいたはず。多賀城市は、東日本大震災で仮設住宅の管理業務を宮城県で唯一、民間に委託している。（6400万円で業務委託）、岩手県の被災市町村では、被災した人々の就労支援もかねて、被災した人を“地域支援員”として、多くの人に仮設住宅の管理の仕事をしてもらっている。ここの仮設住宅にも70代で無年金のご夫婦がいて、大変な生活をしているんですよ。そういう人たちを雇ってあげればと思います。被災した人だから被災した人の気持ちがわかるんじゃないかしら」と随意契約を行った市の対応を疑問視する。

昨年の6月29日には、塩釜市の仮設住宅で、79歳の男性が孤独死しているのが見つかっています。私たちは健康相談会などで、仮設住宅に行く機会があります。集会所で活動するだけでなく、一歩足を延ばして、仮設住宅の玄関の戸を叩いてみる必要があります。（2/15 神馬）

厚生労働省通達

医療機関の窓口負担免除、介護サービスの利用者負担の減免が9月30日まで延長に

厚生労働省保健局医療課では1月31日、同老健局介護保険計画課では2月9日、東日本大震災の被災者に係る医療費一部負担金と被保険者の利用者負担及び保険料の減免措置を、平成24年9月30日まで、それぞれ延長する通達を出した。

これは国会で、厚生労働省第三次補正予算案が通ったことによるもので、2月29日までの支援だったものがそれぞれ延長された。しかし、大震災で職場や仕事、家屋などを失った被災者の生活の大変さは変わらず、被災地に住民が戻り、暮らし続けていけるかどうか、生活再建は遅々と進んでいない。私たちは被災者がこれからも安心して医療や福祉が受けられるように、さらなる期間の延長を求める運動を続けなければならない。

医療機関を受診された被災者の方々へ

◎平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き医療機関等の窓口負担は免除となります。

1、免除を受けることができる期限と対象者

○東京電力福島原発事故による警戒区域等のすべての住民の方 →平成25年2月28日まで

○東日本大震災による被災区域の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方 →平成24年9月30日まで

2、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。

*入院時食事療養費及び入院時生活療養費の自己負担の免除は、平成24年2月29日までとなります。

介護サービスを利用される被災者の皆様へ

◎平成24年3月1日以降も、引き続き、介護サービスの利用者負担の減免が受けられます。

1、減免を受けることができる期限

○東京電力福島原発事故による警戒区域等の被保険者の方 →平成25年2月28日まで

○東日本大震災による被災区域（警戒区域等以外）の被保険者の方 →平成24年9月30日まで

2、以下の市町村の方は（主に被災地、市町村にお問合せを）免除証明書の有効期限が「平成24年2月29日」となっている場合、引き続き使用することができます。

*介護保健施設等の食費・居住費等の減免は、平成24年2月29日までとなります。

